

「特養・老健・介護型医療施設について」

昭和37年、老人福祉法のもとに特別養護老人ホーム（特養）の名称ができてから40年がたち、八宮荘が発足してから23年、初めは姥捨て山的感覚で呼ばれていた「とくよう」・「やつみやそう」も、今は順番待ち何十人という介護老人福祉施設となり、白石にはさらに「えんじゅ」、蔵王町には「栗園が丘」、丸森町には「仙南ジェロントピア」と、近隣に4つのいわゆる「特養」ができました。

14年前にできた「あさくらホーム」は、老人保健施設として、病院を退院した高齢者が在宅生活ができるように、3か月程度のリハビリ入所を目的とした施設でした。しかし、当初は高か



老人保健施設あさくらホーム 朝倉医院 院長
渡辺 和二郎

った家庭復帰率も現在全国平均で50%以下となり、保健施設と福祉施設の違いがなくなってきました。これは介護を施設入所へ受け入れようとする方が急増して施設作りが間に合わない事によりです。

現在、近隣の老健施設としては、蔵王町に「山水苑」、丸森町に「ロイヤルケアセンター」の2施設があり、もう一つのタイプの介護療養型医療施設は、蔵王病院内にあります。これは介護よりも医療の方をより必要とされる人のためのものです。

介護保険の入所施設としてはこのほかに、グループホームと有料老人ホームがあり、合計5つのタイプがあります。

ヘルシークッキング

生活習慣病 予防のための



エネルギー155kcal/たんぱく質11.5g/塩分1.7g

材料(4人分)

かぶ	3個	クック	2枚
ぶんに	1少	パッパ	3分
じめ	11	杖	21
いた	42	豆	11/3
しい	2	適大	21
まし	1	適大	21
しレ	2	適大	21
枝	1	適大	21
青	1	適大	21
レ	1	適大	21
し	1	適大	21
塩	1	適大	21
こ	1	適大	21



シーチキンときのこのかぶのサラダ

秋の味覚をサラダにしました



ヘルスマイト白石 斎藤くに子さん(小原)

〈作り方〉
① かぶは皮をむき半月切り、にんじんはせん切りにし、塩をふってしんなりさせ、水洗いする。

② しめじは小房に分け、まいたけは食べやすい大きさに裂き、しいたけはそぎ切りにする。

③ フライパンにシーチキンを入れ、②を加えて強火で炒める。

④ せん切りにした青しそ、レモン汁、しょうゆ、塩、こしょうを混ぜてドレッシングを作る。

⑤ よくしぼった①と③を混ぜ、④で和える。

⑥ 器にレタスをしき、⑤を盛り、枝豆を散らす。

健康推進課 22-1362

全冒集合

むし歯の ない子

今回の3歳6か月児健診で虫歯の無かったお子さんです。ずっと健康な歯でいてね!

- 橋本かのこちゃん (大鷹沢三沢)
- 佐藤 菜ちゃん (松ヶ丘)
- 澁谷 龍くん (福岡長袋)
- 高梨まいなちゃん (福岡八宮)
- 平間 達也くん (福岡長袋)
- 浅野 翼くん (大川町)
- 熊谷 知香ちゃん (東大畑)
- 半澤 孝博くん (大鷹沢鷹巣)
- 鈴木 友理ちゃん (郡山)
- 小野 朋也くん (福岡長袋)
- 千葉 玲奈ちゃん (東町)
- 進藤 純くん (東大畑)

虫歯を早く治してメダルをもらおう!

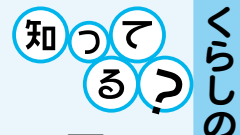
虫歯ができてしまったら治療しなければなりません。特に、子供の虫歯は進行が早いので、早めに治療することが大切です。

そこで、平成10年4月から「むし歯のない子」の対象児に治療を終了したお子さんも含まれることになりました。ぜひ、虫歯があるお子さんも3歳6か月児健診までに、虫歯を治してメダルをもらいましょう。

健康推進課 22-1362



Do you know?



「申し込んだカードが一方的に届いた」個人情報の無断利用

現代は、カードを持たない人はいないといえるほどのカード社会となりました。そこで、次のような事例をあげてみます。

■事例
全く申し込んだ覚えがないのに、突然クレジットカードが送付されてきました。このカードの発行会社は、一昨年電器店で冷蔵庫を購入した際に、12回の分割払いでクレジット契約をした会社でした。

もし、この時の名簿によってクレジットカードを作成したのなら、個人情報利用として問題があると思うし、無断で作成されたことも納得できません。不要なカードは持ちたくないのだから、このカードはなかったことにしたいと思います。どうすればよいのでしょうか。

■アドバイス
この事例のクレジットカード契約は一方的なものであり、消費者が承諾の意思表示をしない限り、契約は成立しません。クレジットカード会社に不承諾の旨を連絡して、カード契約をなかつたことにすることができます。

「申し込んでいないのにクレジットカードが送付された」この時点では、特に具体的な被害があるわけはありませんが、消費者は、個人情報が無断で使用されたことを問題にしている場合が多いようです。

この事例では、冷蔵庫を購入したときのクレジット契約の際に、5〜6枚綴りの契約書の中にあつたカード申込書に気づかず一緒にサインをしてしまつていたのでした。このようなときは、販売会社が説明する義務があり、消費者が説明を全く受けず、申込書のことを知らなかつた場合は、契約不成立となります。

また、販売信用のみのクレジット契約をしたのに、キャッシング機能を付けてくるケースもあります。この場合も承諾の意思を示していない限り、キャッシング機能の部分については契約不成立となります。最近のカードは、キャッシング機能を付けないと契約できないようになってくるものもあります。契約時は文面をよく読みましょう。

⑨国内での取り組み

地球温暖化

1997年(平成9年)の地球温暖化防止京都議定書を受けて、国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布、平成11年4月に施行されました(平成14年6月改正)。

この法律は、温暖化防止を目的とするわが国はじめての法制度であり、「排出自由」の考え方を改め、国、地方公共団体、事業者、国民の役割を明らかにするものです。この中で地方公共団体に対しては、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制を目的とした実行計画を策定し、実施状況を公表することが義務づけられています。

さらに、法律の施行を受けて平成11年4月に閣議決定された「地球温暖化対策に関する基本方針」では、「実行計画の策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に応じ、創意工夫

して行うものとする。」とされています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(抜粋)
第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。